

# 地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定もしくは一部改正 に対する意見等の募集について

## ～指定地域密着型サービス等に係る基準を定める諸条例等の制定～

### 1. 制定する条例等 ー仮称ー

- 海津市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 及び 規則
- 海津市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 及び 規則
- 海津市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

### 2. 制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護サービス事業の人員、設備、運営などに関する基準を市町村条例で定めることとされました。

### 3. 制定案の内容（概要）

条例等の制定にあたっては、原則として国の基準（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準：平成18年3月14日、厚生労働省令第34号」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準：平成18年3月14日、厚生労働省令第36号」）に基づいて条例等を制定しますが、一部の項目について市独自の基準を定める事とします。

### 4. 制定案の内容（詳細）

厚生労働省令を参酌すべき基準のうち、次の基準について市独自基準を定め

ます。

◆サービスの提供に係る記録の保存期間

項目	対象サービス	省令	市の基準	理由
記録の整備	全てのサービス	完結の日から2年間	行った処遇の日から5年間	省令では、入所者の処遇の状況に関する記録の保存期間を2年間としていますが、介護報酬の過払いの返還請求権が地方自治法により5年間とされていることから、市では、市独自の基準として、記録の保存期間をその処遇の日から5年間とします。

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の1居室の定員

項目	対象サービス	省令	市の基準	理由
設備（居室の定員）	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は2人とする事ができるものとする。	4人以下とする。	省令では、平成24年度の改正にて居室定員が「4人以下」から「1人」とされましたが、入所者の経済的な負担を軽減するため、低廉な費用負担で利用できる居室を配置する等、多様なニーズに応える必要があることから、市では、市独自の基準として、居室定員を「4人以下」とすることとします。

※市独自基準を除き、条例で定めることとされている基準については、厚生労働省令で定める基準のとおりとします。

5. 施行予定日

平成25年4月1日